

30人以下学級の実現、義務教育費国庫負担制度の堅持をはじめとする教育予算の充実にに関する意見書

現在、いじめ、不登校・登校拒否、暴力行為など深刻な問題を解決するために、一人ひとりの子どもへのきめ細やかな教育が求められています。義務標準法では都道府県の裁量で学級編制基準の引き下げも可能となっていることから、本県では、厳しい財政状況の中ではありますが、小学校1・2年生に限って32人の学級編制を実施しています。しかし、小・中学校の全学年で実施するためには県独自の多額の予算が必要であり、これ以上の改善は難しい状況にあります。

また、近年、特別支援教育や食教育を含めた健康教育の充実、読書活動の推進、さらに地域に根差した教育の実現も大きな課題となっています。これらの課題を解決するため、多くの市町村が厳しい財政状況の中で独自に介助員、指導補助員、図書館司書、栄養士などを配置しています。

本来、こうした課題解決のためには、国が義務標準法を改正し、1学級30人以下の適正な教育環境をつくとともに、教職員を適正に配置すべきです。

本県では中越大震災・中越沖地震などのたび重なる自然災害により、多くの子どもたちに心のケアを必要とする状況が続いていますが、教育復興加配教員の緊急配置により、子どもたちにきめ細かく対応できるようになり、明るさを取り戻しています。保護者・地域からは大きな評価を得ており、地域の事情や子どもの実態に応じて国が弾力的に教職員加配する重要性を強く感じました。

一方、義務教育費国庫負担制度については、平成17年度に中央審議会が「義務教育の機会均等と水準の維持向上を図ることは、国の存立にかかわる最も重要な基本政策であり、現行の2分の1の国庫負担制度は、今後も維持されるべき」という答申を出したにもかかわらず、平成18年度予算編成において国庫負担率は3分の1に引き下げられました。

地方財政の厳しさと格差が拡大する中であって、全国の子どもたちにひとしく教育を受ける権利を保障するためには、義務教育費国庫負担制度の堅持が何としても必要であります。

よって、政府におかれては、一人ひとりの子どもたちに豊かで行き届いた教育を実現するため、次の事項が実現されるよう、強く要望いたします。

- 1 30人以下学級の実施をはじめ、特別支援教育や食教育・健康教育の充実、読書の推進、地域に根差した教育の推進などの教育課題に対応するために、義務標準法を改正すること。
- 2 地域の事情や子どもの実態を考慮した弾力的な教職員加配を行うこと。
- 3 義務教育費国庫負担制度を堅持し、国庫負担率を堅持すること。
- 4 豊かで行き届いた教育を実現するため、教育予算を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成21年6月29日

長岡市議会議長 五 井 文 雄

(あて先)

内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣